

⑦コミュニティを支える生業支援

■具体的な施策等

- 地域コミュニティ再生事業
- 個人事業者を含む下請建設企業への金融支援

地域コミュニティ再生事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑦コミュニティを支える生業支援	作成年月
目	(i) コミュニティの再生のためには個人事業者や商店等の復興が重要である。例えば、理容・美容業、クリーニング業など、地域に密着した生活衛生関係営業者、建設関係技能者(大工・左官等)、飲食業・小売業等の商店経営者等、地域コミュニティを支える多様な生業を復元し、維持可能となるよう支援する。	平成27年6月
これまでの取組み		
<p>被災した商店街の施設の補修やがれき等の障害物除去に係る費用への補助を実施(平成23年度予算:2億円の内数)</p> <p>アーケードの撤去、街路灯の建て替えなど、破損規模が大きい施設の修繕など相当程度期間を要する取組への補助を実施(平成23年度第1次補正予算:4億円の内数)</p> <p>商店街等や地域コミュニティの活性化を図るため、被災した商店街自身が観光客等を誘致するために行う復興イベント、被災地以外の商店街が空き店舗を活用して被災地の地域資源等を販売するアンテナショップの設置・運営等のソフト面での支援のほか、災害に強い商店街形成など地域コミュニティの強化を図るハード面への取組への補助を実施(平成23年度第3次補正予算:14億円)</p> <p>商店街組織が地域コミュニティの担い手として実施する継続的な集客促進、需要喚起、商店街の体質強化に効果のある取組への補助を実施(平成24年度補正予算及び25年度補正予算:153億円の内数)</p> <p>商店街組織が地域の行政機関等からの要請に基づいて地域住民の安心・安全な生活環境を守るために行う施設・設備の整備(防犯カメラの設置、街路灯の整備等)に対する補助を実施(平成24年度補正予算及び25年度補正予算:327億円の内数)</p> <p>津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等を対象に、住民の帰還や産業の立地を促進するため、まちづくり会社等が整備を行う商業施設(共同店舗等)への補助を実施(平成25年度補正予算:330億円の内数)</p> <p>津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等を対象に、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づき、必要な施設等の復旧・整備を行う際の補助を実施(平成23年度補正予算:1503億円の内数、24年度予算:1301億円の内数、25年度予算:454億円の内数、26年度予算:221億円の内数)</p>		

当面(今年度中)の取組み
津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等を対象に、引き続き、まちづくり会社等が整備を行う商業施設及び中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づき実施する必要な施設等の復旧・整備に対する支援を行う。
中・長期的(3年程度)取組み
被災地の実情を十分に踏まえながら、関係省庁とも連携の上、対応を検討する。
期待される効果・達成すべき目標
被災地域における商業機能の回復を図るとともに、まちににぎわいを取り戻し、地域経済活動の再生を実現する。
平成26年度補正予算及び平成27年度予算における予算措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金:36,000百万円の内数【復興特会】 ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業:40,000百万円【復興特会】

個人事業者を含む下請建設企業への金融支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑦コミュニティを支える生業支援	作成年月
目	(i)	平成27年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 下請建設企業等(個人事業者を含む。)が、元請建設企業に対して有する工事代金債権をファクタリング会社が保証し、元請建設企業が倒産等した場合に工事代金債権額を支払う『下請債権保全支援事業』を平成21年度第2次補正予算において創設し、個人事業者を含む中小建設企業に対する支援を実施。 ○ 被災地において、工事及び災害廃棄物の撤去等に係る債権をファクタリング会社が買い取るにより中小建設企業の資金繰りの円滑化を図る『債権買取事業』を下請債権保全支援事業の一部として実施(平成23年6月1日～)。 ○ 被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)に係る債権についても下請債権保全支援事業の保証対象とした(平成23年6月1日～)。 ○ 被災地において、建設機械の販売・リース・レンタル会社が建設企業に対して有する債権(リース料等)についても保証の対象とした(平成24年1月16日～)。 ○ 事業期間の一年間の延長を実施(平成27年4月1日～平成28年3月31日)。 		
当面(今年度中)の取組み		
○ 引き続き、債権の保全や資金繰り円滑化等の金融支援を通じて、個人事業者を含む下請建設企業の経営の安定化を図る。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 債権の保全や資金繰り円滑化等を通じた、個人事業者を含む下請建設企業の経営の安定化策を検討。		
期待される効果・達成すべき目標		
【期待される効果】		
○ 債権の保全や資金繰り円滑化等の金融支援を通じて、個人事業者を含む下請建設企業の経営の安定化を図ることにより、被災地の復旧・復興活動への貢献が期待される。		
○ また、建設業は、平時から自然災害箇所の調査等、地域の防災機能の一翼を担っており、地域の建設企業の経営の安定化を図ることは、地域社会全体の維持向上につながる。		
【達成すべき目標】		
○ 本制度の活用促進により、個人事業者を含む下請建設企業の経営の安定化を図り、被災地の復旧・復興活動に寄与する。		
平成26年度補正予算及び平成27年度予算における予算措置状況		
—		